

公務労協2016春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

政権再交代から3年余、安倍内閣のもとにおける政治状況の深刻な右傾化は、「新自由主義（ネオリベラリズム）」と「国家主義（ナショナリズム）」が結合し、相乗作用することによって具現化している。そして、これまでの新自由主義的政策がもたらした過度な総理官邸への権力集中を利用した政権運営は、国民の主権と生活よりも国家の権威や権力の強化を優先するものとなっている。

一方、安倍総理は、自民党総裁再選を踏まえ「アベノミクス第二ステージ・新三本の矢」を宣言し、「2017年4月からの消費税10%は、リーマンショックのようなことが起こらない限り実施するが、その時までには日本経済を上昇気流に乗せることが必要不可欠で、「アベノミクス第二ステージ・新三本の矢」はそのための手段である」ことを明らかにした。しかし、「一億総活躍社会」という現実性の乏しい夢物語の誇張は、膨大な政府債務と少子高齢化というわが国が抱える長期的な難問への対応を忘却させるとともに、その失敗は社会・経済そして財政に対して、計り知れないほどのリスクを及ぼすことを認識しなければならない。

公務労協は、政府が策定した「経済・財政再建計画」の集中改革期間の初年度にあたる2016年において、公務・公共に従事するすべての公共サービス労働者の実質賃金の動向と水準を重視するとともに、社会的波及に留意する一方で公務員給与に対する社会的評価に真正面から向き合う春季生活闘争を展開する。

2. 第189通常臨時国会以降の政治情勢

劣化した政治の現状を露呈するとともに戦後民主主義に重大な禍根を残した第189通常国会閉会後の政治情勢は、秋の臨時国会の開会をめぐる政府・与党と野党との対立が焦点となった。具体的には、環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意の内容、普天間飛行場の移設問題、新閣僚不祥事、一億総活躍社会など、国民に対する説明責任が求められる課題が山積するもとにありながら、政府・与党は、安倍総理の外交日程等を理由に臨時国会開会を見送った。これに対し民主党を中心とする野党は、憲法53条に基づく開会請求を行ったものの、政府・与党が妥協により応じた予算委員会の

閉会中審査における不十分な追及に、世論の追い風を得ることはなかった。

臨時国会の開会をめぐる政府そして与野党の対応は、安倍総理の独善的な判断と野党の党利党略に終始したもので、人事院勧告の取扱いをはじめとした国民生活を顧みられることのないものとして、国民の政治に対する不信を一層深めることとなった。

旧自由党と旧民主党の保守合同により誕生した自民党は、2015年11月15日に結党60年を迎えた。この60年の間、自民党が野党であったのは、わずか4年程度で、残る56年は一貫して政権与党であり続けてきた。一方、派閥主導から総理総裁への権力集中により自民党における統治構造が大きく変容するもと、安倍政権の復活は、幅広い利害を吸収・調整してきた包括的政党から、総理総裁の意に沿うことを優先する余りに保守としての理念までも喪失するに至っている。そして、利益から負担の分配が要請される時代にあって、自民党内を含めた異論を廃除した安倍内閣の政権運営は、民主主義の危機と社会の不安定化を招きかねないものである。

一方、民主党の再建と他の野党との再編・連携は、国民不在のもと民主党の支持者・支援者の懸念と心配への配慮が不十分であったといえる。自民党の変容に対し、示すべき民主党固有の立ち位置を明確にすることなく、新自由主義を結集軸にした再編ありきの議論や、政党としての理念よりも参議院議員選挙における自民党に対する選挙戦術のみを優先した対応は、国民の支持をさらに失うことが強く懸念される。

3. 2016年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

与党間の協議が迷走を続けた軽減税率は、政策と財政再建よりも政局そして参議院議員選挙を優先し、最後は官邸主導による政治決着となった。具体的には、消費税における逆進性の解消と益税対策の必要に対し、社会保障の財源不足の補填と後世代への負担転嫁を少しでも緩和するための「社会保障と税の一体改革」との政策的な整合がはかられておらず、財政再建にも逆行する措置であるといえる。また、軽減税率の財源の確保が先送りされるとともに、税収減は地方消費税及び地方交付税の減収により地方自治体にも及ぶことに留意しなければならない。

政府は2015年12月24日、昨年度に続き過去最高を更新する一般会計総額96兆7,218億円となる2016年度予算案を閣議決定した。予算案は歳入について、国債の新規発行額を対前年度で約2.4兆円減額し34兆円台としたものの、経済成長率を名目3.1%、実質1.7%という実現が危ぶまれる見通しを前提とした対前年度約3.1兆円増の57.6兆円となる高い税収を見込んでいる。また、歳出については、TPP（環太平洋連携協定）対策を含む公共事業費を微増、防衛費は対前年度比で社会保障費を上回る伸びの1.5%増の5兆円台を計上している。

一方、適正化の名のもとに薬価分を大幅に削減することで、社会保障費の伸びを約

0.4兆円に抑制するとともに、国家公務員の定員を対前年度比917人減員、公立小中学校教員の定員を3,475人削減する関係予算の減額を措置している。さらに、地方税収の伸びを背景として、行政サービスの公平性の確保を趣旨とする地方交付税交付金を約1.6%減額している。このように2016年度予算案は、「国民に冷淡な強い国」をめざす安倍政権のカラーを堅持・強調するとともに、国民生活を犠牲にした「財政健全化」の道筋を明らかにしたものであるといえる。

2014年度の地方公共団体普通会計決算の概要においては、歳入・歳出総額が対前年度で増加（歳入1.0%、歳出1.1%）となったものの、実質収支の黒字額は減少している。具体的には歳入について、国庫支出金の減少（△9,852億円）、地方交付税の減少（△1,640億円）に対し、地方税が増加（14,112億円）している。歳出については、人件費が増加（3,464億円、1.6%）に転じている一方で、生活保護費の増加等による扶助費の負担増（7,218億円、5.9%）が突出している。また、投資的経費は、普通建設単独事業費が13.5%も増加するなど対前年度比2.9%（4,384億円）の増となっている。これらの決算概要は、安倍政権の経済財政運営が、地方自治体の財政状況により強い影響を及ぼしていることの証左であり、国民生活を支える公共サービスの機能と重要性を重視するとともに、職員の雇用と処遇の確保をはかるための対策を強化する必要がある。

4. 連合「2016春季生活闘争方針」

連合は、2016春季生活闘争に臨む基本的考え方において、①20年近く続いたデフレからの脱却は、時間を要することを認識する必要がある、②単純な「実質賃金の維持」「生活向上分の獲得」といった視点を越えて、日本経済の好循環の実現に向けた視点に立った取り組みが不可欠である、③中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の「底上げ・底支え」と「格差是正」をはかることに重点を置いた取り組みを進める、④サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現、すなわち公正取引の実現をはかることが必要である、⑤労働力人口が減少していく中で国民生活の維持・向上をはかるためには、生産性の向上をはかることが必要である、⑥すべての働く者が人間らしい働きがいのある仕事（ディーセント・ワーク）に就くことと、仕事に応じた適正な処遇を確保する、⑦産業・企業の賃金水準などの労働条件の可視化をはかり、企業横断的な賃金相場を形成する必要があること等を提起している。

Ⅱ 基本的な立場と取組みの考え方等について

「未来投資に向けた官民対話」をはじめとして、安倍政権における「コーポラティズム」（政治と企業の癒着主義）の進行が一層顕著となり「政と使」の一体化が推進されるもとにおいて展開される連合の春季生活闘争に結集するとともに、安倍政権が進める「経済・財政再建計画」の集中改革期間の初年度にあたる2016年春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
とくに、連合が提起する「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に向け、民間構成組織の取組みへの連帯と支援に全力をあげる。
- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組みを構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 引き続き、東日本大震災の復旧・復興に向けて、公務公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。
- 「公共サービスの産業化」等の新自由主義的な財政健全化に抗し、国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、すでに破綻が指摘されるわが国の危機的な財政状況において、公務員人件費削減に係る政治的圧力がより深刻化・焦点化していく情勢に対し、2016年春季生活闘争の取組みの基本的考え方等について、

- 第一に、すべての公共サービス労働者の生活の改善と格差是正をはかること
- 第二に、良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性と普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること
- 第三に、これらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

「経済財政運営と改革の基本方針2015」の「経済・財政再建計画」における集中改革期間の初年度にあたる2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンは、「経

済・財政再建計画」が提起している「公共サービスの産業化」等を通じて新自由主義的歳出削減路線が一層強化される情勢にあることを踏まえ、①2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求、②公共サービスの再構築に不可欠な公務における自律的労使関係制度の確立を柱に置くこととする。

なお、2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を重視することとする。また、モデル地域（地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会）の指定は、これまでの指定都道府県を基本に、取組みの経過等を考慮し、当該地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との協議に基づき、運営委員会において決定する。

2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組みは、

- ① 活動のスタートとして、「2016年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月26日に開催する。
- ② 公務労協は、公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、上記「中央集会」「国会質疑」等を記事としたチラシを作成）。
- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対して努力義務が課されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2016年春季生活闘争における労使交渉の重点的課題として取り組む。

2. 2016年通常国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組み

政府が、2016年1月4日に閣議決定した「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」等及び「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案」の早期かつ速やかな成立を最重要課題として、国会対策を強化する。

また、公共サービス基本法の「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という目的に基づく国及び地方公共団体の責務の履行や基本的施策の実施状況等について、連合との連携のもと国会対策をはかる。（再掲）

「労働条件改善の取組み」と「運動の両輪」として、①経済の好循環に向けた中小企業・地場産業への支援強化、②雇用の安定と公正労働条件の確保、③社会保障と税の一体改革の推進によるセーフティネットの拡充、④子どもの貧困と教育格差の解

消等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

要求とその実現が、普遍的、社会的そして国際的な責任である労働基本権の回復について、財政健全化への対応、国際的な労働基準の整合、政治情勢が変動する機会となることが想定される2018年に向け、連合との連携のもと、組織内外の世論喚起と醸成をはかることとする。具体的には、連合が主催する「国際シンポジウム『質の高い公共サービスの実現と労働組合の果たすべき役割（仮称）』～わが国の財政健全化問題を踏まえて～」(4月21日開催予定)に組織の総力をあげて結集する。

そして、引き続き、政治情勢等を慎重に見極めた上で、政府の責務において課題が継続されている国家公務員制度改革基本法第12条及び附則第2条に係る自律的労使関係制度の確立と労働基本権の回復を追求することとする。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組み

(1) 総人件費削減政策の転換をはかる取組みの強化と公務員給与の社会的合意の再構築

「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、総人件費削減政策の転換をはかり、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。政府機関の地方移転の検討に対しては、雇用と労働条件の維持を基本として取り組む。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ

2016春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に賃金の引上げを求める積極的な要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。

あわせて、公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

2. 非常勤職員等の処遇改善と雇用確保の取組み

- (1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求((ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)「底上げ・底支え」「格差是正」を図るため、「誰でも時給1,000円」、37円を目安とした時間給の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と一層の改善など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する運動や非正規労働者の均等処遇を求める取組みなどを全力で進める。
- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて、関係法令、規則を適用することを求めて取り組む。

3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組み

当面、2013年3月26日の閣議決定等に基づいて職員の希望通りの再任用等と高齢期の生活を支える給与、適切な労働条件の確保を期しながら、同閣議決定を踏まえ、年金支給開始年齢が63歳になるときまでには人事院の意見の申出等に基づいた定年延長が確実に実現するよう、全力で取り組む。

4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、政府に対して超過勤務縮減目標の設定とともに、超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理などをはじめとした、実効性のある超勤縮減策の実施を求める。また、超過勤務手当の全額支給を求める。

5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づく行動計画や取組計画の着実な実施を求める。
- (2) 男女がともに働きやすい職場づくり、女性の採用・登用・職域拡大、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。

6. 公共サービス基本法に基づく適正な労働条件確保等の取組み

公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

7. 統一要求基準（案）について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2016春季生活闘争の統一要求基準（案）を以下の通りとする。

＜2016春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)＞

(1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2016年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。
- ② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。2016年度については、時間給を最低37円引き上げること。

(3) 雇用と年金の接続について

- ① 当面、2013年3月26日の閣議決定等に基づき、職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。
- ② 年金支給開始年齢が63歳になるときまでには、人事院の意見の申出等に基づいた定年延長を確実に実現すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、超過勤務縮減目標を定め、厳格な勤務時間管理と実効性ある超過勤務縮減策を実施すること。

(5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、次世代育成支援対策推進法、

女性活躍推進法及び国家公務員の女性活躍等取組方針に基づく行動計画、取組計画を着実に実施すること。

(6) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づき、従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、具体的な措置を講じること。

V 2016春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月27日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 2月26日に、2016春季生活闘争及び2016年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2016春季生活闘争・2016年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
- (3) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。